

令和6年7月3日

都道府県中小企業団体中央会 御中

全国中小企業団体中央会

特定技能制度の広報等に係る協力依頼について

この度、標記に関し、出入国在留管理庁在留管理支援部より、本会宛てに、別紙の通り周知の依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても、傘下の会員組合・組合員企業等に対し、本件につきまして周知していただきますようお願い申し上げます。

令和6年7月3日

全国中小企業団体中央会 御中

出入国在留管理庁在留管理支援部
在留管理課長 菱田 泰弘

特定技能制度の広報等に係る協力依頼について

平素より出入国在留管理行政に格別の御協力を賜り、御礼申し上げます。

また、平成31年4月から実施されている特定技能制度に対する御理解、御協力についても感謝申し上げます。

現在、出入国在留管理庁においては、特定技能制度をますます活用していただけるよう、国内外での試験実施の促進、送出国における送出手続の整備のための協議等を進めているところであります。

これまでも特定技能制度についての広報資料の作成及びホームページ掲載等を行ってまいりましたが、今後、関係者の皆様に、特定技能制度に係る最新の情報を迅速にお知らせし、制度について御理解いただき、円滑な受入れ手続を行っていただけるよう一層の広報を行っていきたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

今回、資料「キルギス国籍の方々の受入れ手続について」（別添）をお送りしますので、貴会におかれましては、会員の皆様にお知らせいただけるよう御協力方お願い申し上げます。

キルギス国籍の方々の受入れ手続きについて

1 キルギス国籍の方々を特定技能外国人として受け入れるまでの手続の流れ（手続の解説）

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001420651.pdf>

- キルギスから新たに受け入れる場合
 - 直接採用する場合
 - キルギス労働・社会保障・移民省在留市民雇用センターを通じて雇用する場合
 - 認定送出機関を通じて雇用する場合
- 日本に在留する方を受け入れる場合

2 キルギス国籍の方々を特定技能として受け入れる手続の流れ図（フローチャート）

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001420650.pdf>

- キルギスから新たに受け入れる場合
- 日本に在留する方を受け入れる場合

【参考】出入国在留管理庁ホームページ URL

1 在留資格「特定技能」の創設等

http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri01_00127.html



2 各国における手続について

http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri05_00021.html

